



# ロウムカフェ



社会保険労務士法人 ハーモニー／代表社員 徳永 康子 氏

**Q1** ハローワークがブラック企業の採用を受け付けなくなると聞きました。とても良いことだと思いますが、何が変わったのでしょうか？

**A1** 若者がせっかく新卒として希望した企業に入社しても「3年で3割」退職していると言われていました。どうしてでしょうか？

若者が早期に退職するのは、働く意味を十分理解できず、また自分が何の仕事をしたいのか、何の仕事が適しているのか良く考えずに働きはじめると言ったこともあるでしょう。

一方、企業の方に問題があることもあります。若者が一生懸命働こうとしても、働き過ぎを強要する、いわゆる「ブラック企業」で働いたのでは大切な若者の心身を害してしまいます。

そのため、若者が自分に合った職場を選べるよう支援し、ブラック企業の採用活動を規制する法律「青少年の雇用の促進等に関する法律」が成立しました。

概要は次のとおりです。

## ■円滑な就職実現等に向けた取り組みの促進

(勤労青少年福祉法等の一部改正)

**【1】関係者の責務の明確化等(平成27年10月1日施行)**

国、地方公共団体、事業主等の関係者の責務を明確化し相互に連携を図る。

**【2】適職選択のための取り組み促進**

(1) 情報提供の義務化(平成28年3月1日施行)

職場情報については、新卒者の募集を行う企業に対し、企業規模を問わず①幅広い情報提供を努力義務化、②応募者等から求めがあった場合は、(ア)募集・採用、(イ)労働時間、(ウ)職業能力の開発・向上、(ア)～(ウ)の中から一つ以上の情報提供を義務化

(2) 新卒者の求人申し込みの不受理(平成28年3月1日施行)

ハローワークは労働関係法令違反の新卒者の求

人を一定期間受理しないことができる。不受理とする法令違反の対象・一定期間については政省令で定める。

(3) 優良中小企業の認定制度の創設(平成27年10月1日施行)

青少年の雇用管理が優秀な中小企業に対し、厚生労働大臣からの新たな認定制度を設ける。

## ■職業能力の開発・向上および自立の促進

(職業能力開発促進法の一部改正)

**【1】ジョブカード(職務経歴等記録書)の活用(平成27年10月1日施行)**

国は、地方公共団体と連携し、青少年に対してジョブカードの活用や職業訓練等の措置を講ずる。

**【2】若者の職業生活を自立支援するための施設の整備(平成28年4月1日施行)**

国は、いわゆるニート等の青少年に対し、特性に応じた相談機会の提供、自立支援の施設(地域若者サポートステーション)の整備など必要な措置を講ずる。

従来の法律「勤労青少年福祉法」の法律名をリニューアルし、内容も現在に合わせて改正されました。高齢者や障害者雇用、女性活躍推進法は叫ばれていますが、青少年には古い法律しか今までありませんでした。

この青少年雇用促進法が成立したことによって、ニートなどに光が当てられ彼らが自立し家族が持てる生活ができるようになれば日本の将来も明るくなりますね。

異常な長時間労働を強いて使い捨てにする「ブラック企業」の求人ハローワークが受理しないことで、ブラック企業の抑止効果が期待されるほか、3年以内の離職率が高すぎるといった職場情報は、学生が就職先を選ぶ際の判断材料の一つとなる可能性があり、期待されます。

【社会保険労務士法人 ハーモニー】

TEL 043-273-5980